

固定資産税・都市計画税の減免

負担 軽減

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための措置に起因して、厳しい経営環境に直面している中小事業者等を対象に、償却資産と事業用家屋に係る令和3年度固定資産税及び都市計画税の負担を軽減します。

減免の基準 令和2年2月から10月までの任意の連続する3か月間の売上高の合計を前年の同期間と比較し、売上高減少の程度に応じて減免

売上高の減少率	減免の割合
30%以上 50%未満	半額免除
50%以上	全額免除

* 売上高の減少率が30%未満の場合は対象外です。

対象者 売上高が減少した中小事業者等

対象資産 事業用家屋及び償却資産（土地は対象外）

申し込み 本制度の適用について、認定経営革新等支援機関等（税理士、公認会計士、商工会議所など）に認定を受けた後、資産税課に次の必要書類一式を提出してください。

【必要書類】 ①以外は写しの提出が可能です。

- ①申請書（資産税課窓口及び各支所にて配布しているほか、市のホームページに掲載しています。）
- ②令和2年度資産明細書（納税通知書の同封書類）
- ③売上台帳
- ④青色申告決算書または収支内訳書（事業専用割

合が確認できる書類)

⑤法人商業登記簿謄本（法人のみ必要）

申込期限 2月1日(月) 郵送の場合は、当日消印有効
* 期限を過ぎた申請は受け付けることができません。

【注意点】

・本市に申請する際は、必ず令和3年度償却資産申告書と併せて提出してください。

・未申告の償却資産が確認された場合、資産の取得年に遡って申告を行っていただきます。

* 詳しくは、市のホームページ「新型コロナウイルス感染症等に係る固定資産税・都市計画税の減免について」をご覧ください。

【アドレス・QRコード】

<https://www.city.hitachi.lg.jp/shimin/006/003/001/p085214.html>



提出・問合せ 資産税課 内線 385

税の 申告

市・県民税の申告書は郵送で提出を

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、次の取組を実施します。
ご理解・ご協力をお願いいたします。

市・県民税申告書の提出は郵送で

ご自宅のパソコンから、市ホームページ掲載の「市民税・県民税仮計算・申告書作成システム」を使って申告書を作成することができます。できあがった申告書を、添付書類と一緒に市民税課までお送りください。

システムのご利用方法については、市ホームページ掲載の「市民税・県民税仮計算・申告書作成システムのご案内」をご覧ください（ご利用は1月下旬から可能です）。

ご自宅に市・県民税申告書が届いた方も、申告書の作成と郵送での提出にご協力ください（1月中旬発送予定）。

申告相談受付は事前予約が必要です

申告会場での相談受付をご希望の場合は、会場の混雑を避けるため、電話による完全予約制とします。

予約専用ダイヤル、申告会場の日程など、詳しくは1月20日号市報でお知らせします。

問合せ 市民税課 内線 236

e-Tax 用の ID・パスワードまたはマイナンバーカードなどをお持ちの方は 自宅のパソコンやスマートフォンで所得税の確定申告ができます

e-Tax（国税電子申告・納税システム）とは、確定申告などの各種手続を、インターネットを通じて行うことができるサービスです。

次の方は、[国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」](#)を使えば、ご自宅のパソコン・タブレットや、スマートフォンから、24時間いつでも申告書を作成・送信することができます（メンテナンス時間を除きます）。

- e-Tax 用の ID・パスワードの発行を受けている方
- 「マイナンバーカードと IC カードリーダー」または「マイナンバーカード対応のスマートフォン」をお持ちの方

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からも、ぜひ e-Tax をご利用ください。

e-Tax 用の ID・パスワードの取得方法

ID・パスワードは、お近くの税務署で、職員と対

面による本人確認（運転免許証など）の上、5分程度で発行することができます。取得していない方は、お早めに税務署にお越しください。

* ID・パスワードを平成 31 年分の確定申告においてすでに取得されている方は、お手元の「ID・パスワード方式の届出完了通知」でご確認ください。

「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書の提出方法（①～③のいずれか）

① e-Tax の ID・パスワード入力方式で送信

② e-Tax のマイナンバーカード方式で送信

* 「マイナンバーカードと IC カードリーダー」または「マイナンバーカード対応のスマートフォン」をお持ちの方が利用できます。

③ 申告書を印刷して郵送

問合せ 日立税務署 TEL 21-6346

償却資産（固定資産税）は 2 月 1 日(月)までに申告を

償却資産とは、土地及び家屋以外のもので、事業のために用いている備品、機械及び構築物などのことです。令和 3 年 1 月 1 日現在で償却資産を所有している方は、2 月 1 日(月)までに申告してください。

対象 次のどちらかに該当する方（どちらとも令和 3 年 1 月 1 日現在）

- 市内で事業を営んでいる個人または法人
- 市内で事業は営んでいないが、市内に事業用の償却資産を貸し付けている個人または法人

申告方法

前年度に申告をしている方

前年度の申告内容を印字した申告書を 12 月中旬に郵送しています。令和 3 年 1 月 1 日現在所有している償却資産全てを申告してください。

新たに申告する方や申告書が届かない方

申告書を市のホームページからダウンロードするか、問い合わせてください。

提出・問合せ先 資産税課 内線 385

【業種別の主な償却資産】

業種	課税対象となる主な償却資産の例示
共通	事務机及び椅子、応接セット、キャビネット、パソコン、エアコン、看板、レジスターなど
飲食業	テーブル及び椅子、厨房器具、冷凍冷蔵庫、カラオケセットなど
理容・美容業	理容及び美容椅子、消毒殺菌設備、洗面設備、サインポールなど
小売業	陳列棚、陳列ケース、冷凍機、肉切断機、挽肉機、冷蔵ストッカーなど
医（歯）業	レントゲン機器、手術機器、歯科診察ユニット、調剤機器など
不動産貸付業（アパート経営含む）	塀や門扉、舗装路面などの外構工事、駐車設備、太陽光発電設備、給排水設備、電気設備など



市ホームページ
「償却資産申告書の提出について」